

越前市地域福祉計画 <平成31年度～平成35年度>概要版

計画の根拠、総合計画・基本構想との関係

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく市町村地域福祉計画。

市の総合計画・基本構想に掲げたまちづくりの柱の1つである「元気な人づくり」を実現するために、地域福祉の方向性を示します。

前計画は、平成26年度～平成30年度の5年間で満了。

今回、地域生活課題の多様化や複合化に対応するため、本計画を福祉分野の全ての個別計画の上位計画として位置づけ、各個別計画及び既存制度の狭間にある問題や横断的な課題の解決に向けた理念と仕組みを示します。

前計画の進捗状況(平成26年度から平成30年度)

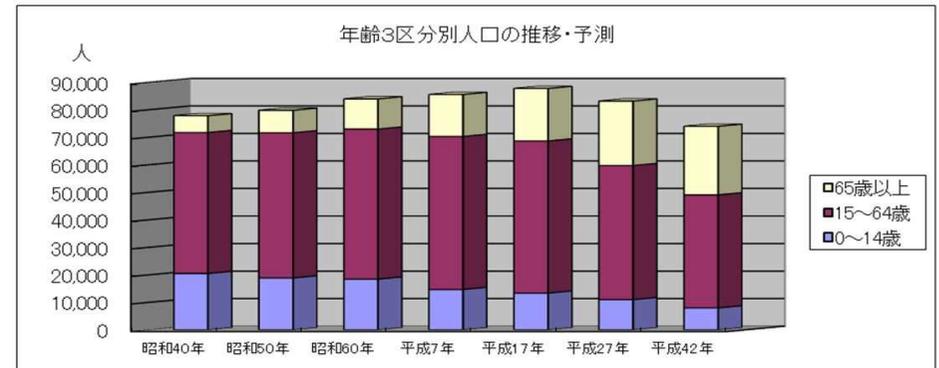
- ・ 市総合計画の基本理念である「自立と協働」のもと、自治振興会や町内会を中心として地域福祉を推進（地域福祉ネットワーク会議の開催率100%、町内福祉連絡会の開催率約70%）
- ・ 平成29年4月から自治振興会・市社会福祉協議会・本市の三者連名で福祉推進員を委嘱し、三者間の連携と地域全体で支え合う体制を強化
- ・ 平成27年4月から生活困窮者のための自立支援窓口として市社会福祉協議会に自立相談支援センター「くらしごとさぽーと」を開設
- ・ 平成27年4月から子育て世代包括支援センターを設置
- ・ 平成30年11月から越前市高齢者等安全・安心ネットワーク推進会議を設置



地域福祉を取り巻く現状と課題

越前市の人口の予測（資料 国立社会保障・人口問題研究所）

少子高齢社会が進行し、人口減少社会が本格化する見通しで、社会経済活力の低下をもたらすことが懸念されます。



越前市の福祉課題の現状

核家族化の進行

担い手不足・リーダー不足

孤立している世帯の増加

気がかりな人の増加

消費者被害の多様化・複雑化

地域福祉の担い手の負担増

複合的問題を抱える世帯の増加

多様性や多文化に対する理解不足

地域コミュニティの希薄化

災害時要支援者等の問題

地域福祉の推進と継続が必要

越前市地域福祉計画＜平成31年度～平成35年度＞の内容

基本理念

ともに生きる 福祉でまちづくり

私たち地域住民等が主体となって考え、行動し、相互に支え合える関係性を築くために、誰もがお互いの存在を知り、認め合い、多様な生き方や自己実現の場をつくっていきます。そして越前市は、「ともに生きる 福祉でまちづくり」の理念のもと、相談支援機関や専門機関等と協働で、地域共生社会を構築するための基盤整備を行います。

越前市が目指す共生社会

越前市の共生社会の実現に向けた「ともに生きるまち」の具体的なイメージ

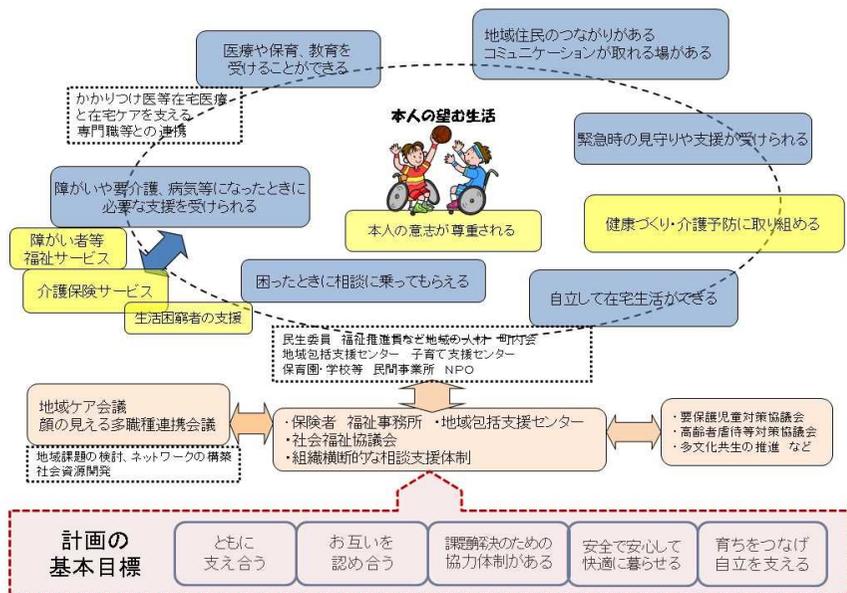


図1 越前市が目指す共生社会イメージ

計画の基本目標と施策の方向

次の5つの基本目標と、施策の方向に沿って、「ともに生きる 福祉でまちづくり」を推進します。

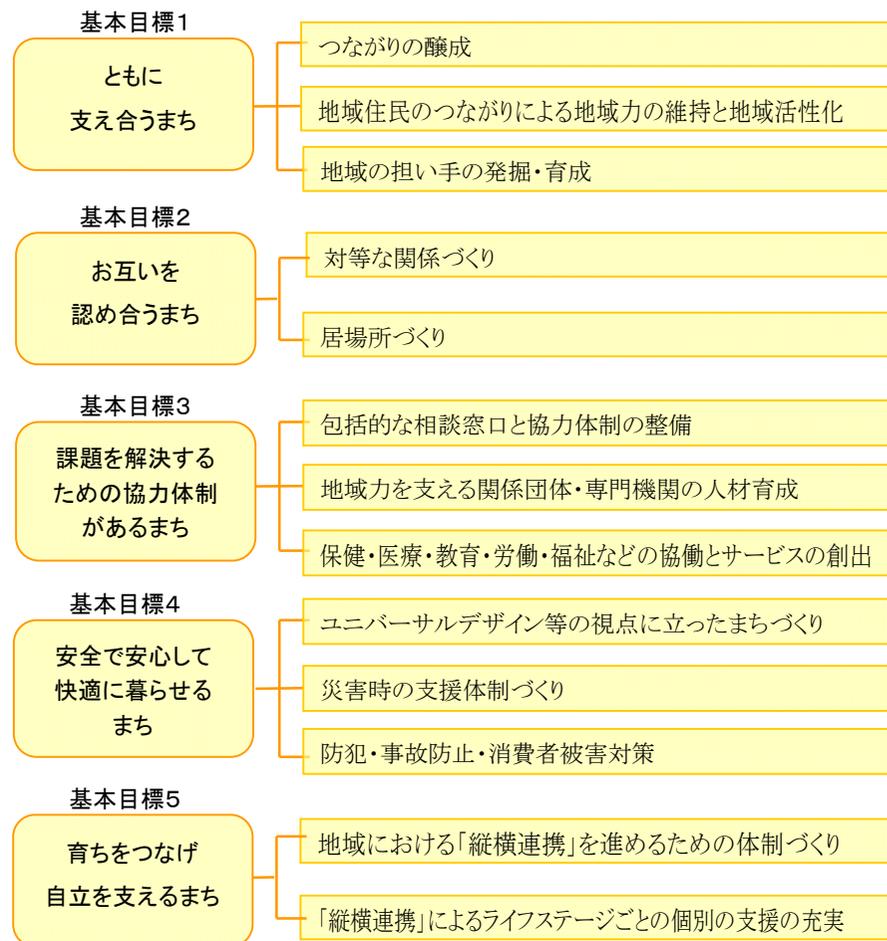


図2 計画の基本目標と施策の方向

計画の特徴と主な取り組み

特徴

- 自治振興会活動など本市の強みを生かした地域福祉を推進
- 多様な人々による地域づくりの推進
- 課題を解決するための協力体制の整備
- 縦横連携による切れ目ない支援体制の整備



主な取り組み

①地域社会を支えるネットワークの周知と定着を推進

- ・町内福祉連絡会及び地区福祉ネットワーク会議の組織化、継続及び定着を推進し、町内から地区、地区から支援関係機関に繋ぐ三層構造の仕組みの構築及び定着を推進

地域で課題の共有や解決する仕組み(目指す体制)

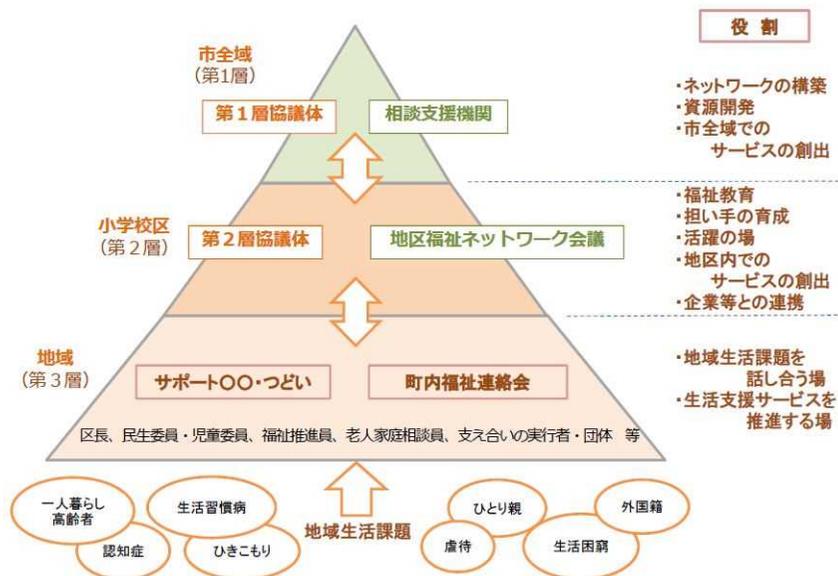


図3 町内から地区、地区から支援関係機関に繋ぐ三層構造

②多様な人々が、地域をともに創りやすい環境を整備

- ・外国人、障がい者、性的マイノリティなどを含む多様な人々が、お互いに尊重し合い、社会や地域づくりに取組めるよう、人権・福祉教育などの啓発活動を推進すると共に、情報保障やユニバーサルデザインなどによる環境整備を推進

【不当な差別的取扱い】とは

正当な理由なく、障がいを理由としてサービスや各種機会の提供を拒否する、または提供にあたって場所・時間帯等を制限する、障がい者でない者に対しては付かない条件を付けること等により障がい者の権利利益を侵害することです。

★不当な差別の具体例

- × 障がいを理由に窓口対応の順序を後回しにする。
- × 障がいを理由に説明会、イベント等への参加を断る。
- × 障がいを理由に書面の交付、資料等の提供を断る。
- × 障がいを理由に来庁の際に付添者の同行を求めたり、特に支障がないのに付添者の同行を断る。
- × 障がいを理由に本人を無視して、介助者や付添者のみに話しかける。

【合理的配慮】とは

障がいのある人が障がいのない人と同じように暮らし、サービスを受けられるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がいや困難さを取り除くため、個別の調整や変更をすることです。建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、場所・時間帯等の調整、情報アクセシビリティの環境づくり等がこれに含まれます。

☆合理的配慮の具体例

- 窓口等において、複数のコミュニケーション手段を選択できるよう、筆記用具や意思表示ツール等をあらかじめ用意しておく。
- 情報発信及び返信收受の手段は、文書以外にも電話、FAX、電子メール等複数のものを用意する。
- 会議やイベント等の会場選定は、あらゆる障がいへの対応を想定して行う。

【場面等に応じた配慮の具体例①】

越前市職員対応ガイドライン

環境への配慮について



健全者にとっては特に問題のない環境でも、障がい者にとっては困った状況になることが多くあります。相手の立場に立った環境の整備を心掛けます。

こんなことに困っています

- ・段差があると車イスは先に進めないことがある。
- ・体に障がいがあるとすぐに疲れてしまう。
- ・目に障がいがあると一人で歩くことができない。



配慮の具体例

- ・視覚障がいのある方や体の不自由な方などに対して、相手の要望を聞きながら誘導を行います。
- ・窓口でのカウンターの高さや椅子への誘導に配慮します。
- ・パンフレットなどは手の届く低い位置に配置します。
- ・必要に応じて口頭で行う案内を紙にメモして渡します。
- ・疲労や緊張などに配慮し、休憩スペースや別室を設ける配慮をします。

困っている人を見かけたら



外見からは障がいがあることがわかりづらい人もいます。困っている人を見かけたら、障がいを持っているかも？と配慮した対応が必要です。

こんなことに困っています

- ・人に話しかけることができない。
- ・人が大勢いる場所が苦手である。
- ・障がいがあることをなるべく人に知られたくない。
- ・周囲の状況を正しく理解できない。

配慮の具体例

- ・こちらから「何かお手伝いすることはありますか？」と声をかけたうえで、支援の必要性や内容を確認します。
- ・必要に応じてコミュニケーション支援ボード、ヘルプカードを使用します。
- ・一人で行きたい課まで行けない場合には、その担当課まで案内したり、担当職員に来てもらうなどの配慮をします。

図4 合理的な配慮の推進「障がい者差別解消越前市職員対応ガイドライン」抜粋

③課題を解決するための協力体制の整備

・複雑化する課題に対応するため、誰もが気軽に相談できる、多職種が協働して課題解決に取り組む包括的な相談体制の整備と周知

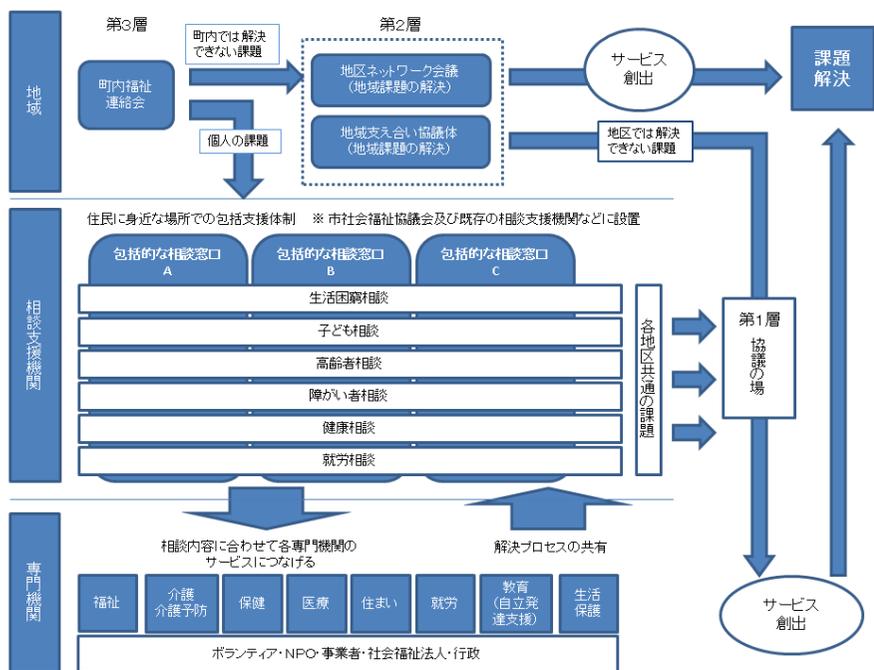


図5 課題を解決するための協力体制イメージ

④縦横連携による切れ目ない支援体制の整備

・乳幼児期から学齢期、成年期までの育ちをつなぐ「縦」の連携と、保健、福祉、医療、教育及び就労の関係機関をつなぐ「横」の連携による、切れ目ない支援体制づくり

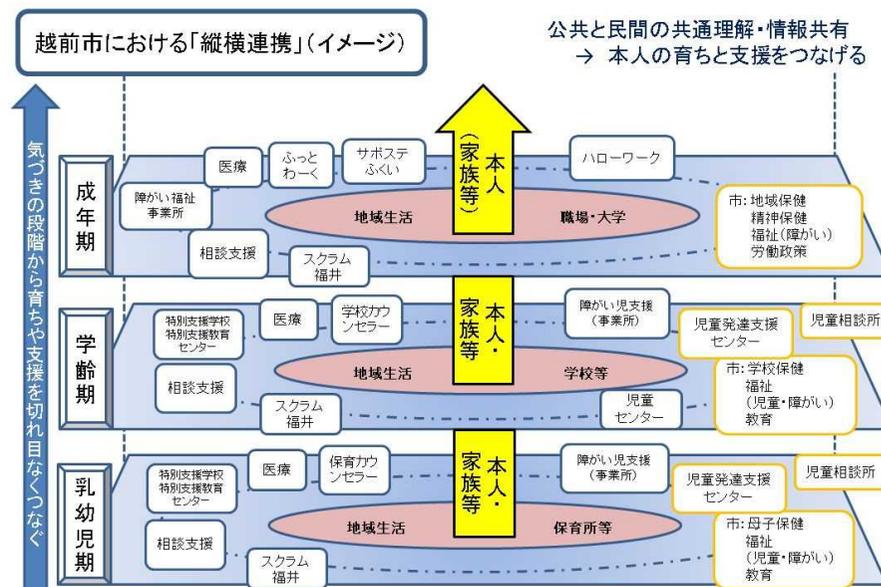


図6 越前市における縦横連携イメージ

計画の推進

- ・「早期把握と対応」、「包括的支援」、推進だけではなく今ある強みの「維持・継続」という観点も加え、持続可能な無理のない取組みを行います。
- ・地域住民、自治振興会や町内会、行政や社会福祉事業者、医療機関を含む専門機関など、さまざまな主体がネットワークを組みながら協働して推進します。
- ・進捗状況の点検及び評価を、計画中間年である平成33年度並びに最終年の平成35年度に行います。
- ・来年度改定予定の地域福祉活動計画と整合性をはかり、市社会福祉協議会と連携して推進を図ります。
- ・計画書を関係団体、専門機関などへ配布するとともに、市広報やホームページなどにより、広く市民に周知を図ります。